令和８年第１６回住田町議会定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和８年６月１０日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	金　野　千　津　君	２番	荻　原　　勝　君
３番	佐々木　初　雄　君	５番	瀧　本　正　徳　君
６番	村　上　　薫　君	７番	阿　部　祐　一　君
８番	林　﨑　幸　正　君	９番	菊　池　　孝　君
１０番	高　橋　　靖　君	１１番	水　野　正　勝　君
１２番	佐々木　春　一　君		

欠席議員（１名）

４番	佐々木　信　一　君

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	神　田　謙　一　君	教　育　長	松　高　正　俊　君
農業委員会会長	松　田　秀　樹　君		

……

副　町　長	小　向　正　悟　君	総務課長兼選挙管理委員会書記長	横　澤　広　幸　君
住民税務課長兼会計管理者	鈴　木　絹　子　君	企画財政課長	高　萩　政　之　君
保健福祉課長兼地域包括支援センター長	千　葉　英　彦　君	建　設　課　長	佐々木　淳　一　君

農林商工課長 兼農業委員会 事務局長	堀尾昌史君	教育次長	佐々木暁文君

事務局職員出席者

議会事務局長	菊池克洋	係長	荻野映理

開議　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木春一君）　ただいまの出席議員は１１人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（佐々木春一君）　日程第１、一般質問を引き続き行います。

◇　林　﨑　幸　正　君

○議長（佐々木春一君）　８番、林﨑幸正君。

〔８番　林﨑幸正君質問壇登壇〕

○８番（林﨑幸正君）　林﨑幸正であります。大きく２点を質問する前に、５月の１２、１３に、２日間にわたり住田町議会も東京のほうに向かい、岩手県国会議員の出身者に要望書をお願いし、さらには、現在、与党の幹事長と住田町議会の懇親会でいろんな要望を申し上げてきた住田町議会でございます。それには、大変与党の先生方には御足労かけ、岩手県出身の幹事長、初代もお会いしましたが、２人目の幹事長との膝を交えた要望書のお話をしながら、大変有意義な会を設けさせていただきました。与党の議員に対し、本当に感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、本題に入ります。

大きく２点でございます。公民館等地域活動の活性化についてでございます。

自治公民館は、本町コミュニティ施策の基本組織であり、福祉・防災・社会教育等の面においても重要な組織であります。

また、地区公民館は、小さな拠点づくり事業の実施主体である地域協働組織と連携した取組を行い、地域の活性化が図られております。

今後の公民館等地域活動の活性化を図る上で、次の点をお伺いします。

１点目でございます。自治公民館活性化モデル事業を実施するとしているが、現在の進捗状況はどうかお伺いします。

２点目でございます。小さな拠点づくり事業に毎年８０万円を交付しているが、活動をより活性化するべき交付金を増額し、地域住民により多くの権限を与えるべきと考えるがどうかお伺いします。

３点目でございます。以前、町では地区別計画の推進として、各地区に町職員が配置され、地区住民と一体となった事業が進められました。現在も若手職員が研修派遣されておりますが、当時のような事業を復活する考えはないかお伺いします。

大きい２点目でございます。教職員による不祥事の未然防止についてでございます。

昨今、県内では教職員の不祥事が相次いでおります。児童・生徒が安全・安心に通学し、学校生活を送るために、発生してから対応するのではなく、未然の防止が必要であることから、次の点をお伺いします。

１点目でございます。県内の教職員の不祥事をどのように捉えているのかお伺いします。

２点目でございます。教職員の服務管理はどうなっているのか。持ち物、特にもスマートフォンやカメラ、飲酒の状況、車の運転等の状況把握はどうなっているのか、１回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐々木春一君）　答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長　神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君）　林﨑議員の御質問にお答えをいたします。

１項目め、公民館等地域活動の活性化についての（１）と（２）及び２項目めの教職員による不祥事の未然防止に関しましては、教育委員会より答弁をいたします。私からは地区別計画の推進に関する御質問についてお答えをいたします。

本町では、平成１４年度に策定した住田町総合発展計画後期基本計画において、町内５地区の将来の目標を定めた地区別計画を町民と行政とが一体となって初めて策定をいたしました。その計画実現のため、平成１５年度からは、１地区２００万円を上限とした地域づくり推進事業補助金を交付し、各地区の特色を生かした個性ある地域づくり活動が展開をされました。この間、平成２１年度までの７年間は地区担当職員を各地区に配置し、町民と職員とが共に知恵と汗を出し合いながら地域づくりを進めたところであります。

近年、町外出身の職員が増加するなど、職員と地域との関係性の希薄化が懸念されることから、現在は若手職員を各地区の小さな拠点づくり事業に派遣する小さな拠点派遣研修を実施しております。

しかし、今後、ますます地域の担い手の減少が見込まれる中、引き続き地域と行政が協働していくために、現在の町総合計画において職員の地区担当制の導入を検討することとし、現在、他の自治体の事例を調査研究するなど、導入に向けた検討を進めているところであります。

私からは以上であります。

○議長（佐々木春一君）　教育長、松高正俊君。

〔教育長　松高正俊君登壇〕

○教育長（松高正俊君）　私からは、１項目め、公民館等地域活動の活性化についての（１）と（２）、２項目め、教職員による不祥事の未然防止についてお答えいたします。

初めに、１項目め、公民館等地域活動の活性化についての（１）自治公民館活性化モデル事業の進捗状況についてでございます。

町総合計画、第５章プロジェクトにおいては、コミュニティ活性化プロジェクトを掲げており、住民の共助による共に支え合う共生のまちづくりの実現に向け、計画期間中、小規模コミュニティの維持と継続、自治公民館の支援に重点的に取り組むことにしております。

自治公民館活性化モデル事業は、その取組の一つであり、本年度からスタートしようとするものであります。本事業は、それぞれの自治公民館が持つノウハウや知見を共有しながら、町全体のコミュニティ活動の活性化に結びつけようとするものであり、令和８年度、まずは各自治公民館の運営の実態を伺いながら、それぞれが抱える課題や問題点の抽出、行政が実施すべき支援の在り方などの調査に当たることとしております。その後、町内の各種団体や外部有識者などから助言等をいただきながら、本町の自治公民館のあるべき姿や求める役割をお示しし、モデル公民館の募集・選定に当たってまいりたいと考えているところであります。

次に、（２）小さな拠点づくり事業に係る交付金の増額についてお答えいたします。

小さな拠点づくり事業は、人口減少、高齢化が進む本町において、世田米・大股・下有住・上有住・五葉の５つの地区で、それぞれの特色を生かしながら、住民主体で地域の暮らしを維持・活性化しようと、平成２９年度から取組がスタートし、本年度で１０年目を迎えたところであります。

取組は、５地区の地域協働組織を中心に進められており、お祭りやスポーツ大会の開催、環境整備、緑化推進活動、買物の支援、視察研修や講演会の実施など、多様な活動が展開されていると認識しているところであります。

その活動に対しましては、当初より限度額を８０万円とし、交付金を交付してきたところであり、また、１６０万円まで交付金を繰り越すことを認め、より予算規模が大きな事業も実施できるよう支援してきたところであります。

なお、林﨑議員からは、交付金の増額についての御提案でございますが、これまでの地域協働組織の交付金の活用実績などを踏まえ、現状においては増額は考えていないところであります。

次に、２項目め、教職員による不祥事の未然防止についての（１）教職員の不祥事に対する見解と（２）教職員の服務管理の状況につきましては、それぞれ関連がございますので、一括してお答えいたします。

令和７年度、岩手県においては、盗撮や不同意わいせつなどの逮捕事案が６件、飲酒運転事案が４件と教職員による重大な不祥事が立て続けに発生したところであります。このことは、県民の教育に対する信頼を根底から揺るがすものであり、児童・生徒やその保護者に与える影響も大きく、私といたしましても、決して許されるものではないとの認識に立っているところであります。幸い、町内において、このような不祥事は発生しておりませんが、この危機的状況を踏まえ、全ての教職員に対し、当事者意識、危機意識を強く持たせる必要があると捉えているところであります。

具体といたしましては、教職員が集う研修の機会などを通じ、私自らコンプライアンスの徹底を呼びかけているところであります。

また、先般、各学校長に対しまして、事項のコンプライアンス強化に向けた取組の状況を早急に取りまとめるよう指示したところであり、後日ヒアリングを行いたいと考えているところであります。

なお、教育現場における服務管理につきましては、関係する規定や通知文書に基づき、各学校長の権限の下、進められているところであり、林﨑議員の御質問にありました項目などにつきましても、状況の把握がなされているものと認識しているところであります。

私からは以上になります。

○議長（佐々木春一君）　再質問を許します。

林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　これからの私の答弁は、教育長、首長のほうで答弁をよろしくお願いします。

それでは、今、町長のほうから御説明がありましたが、当時はこの５地区に２００万ずつ、それで予算は１，０００万というような形で、地域そのものが本当に活性化した時期がございます。それがどういうわけか、年々予算的なもんが削られて今８０万と。でも８０万も一々行政からの承認がなくても自由に使えると。本当に８０万でも助かってるのが、今の地域の地区の金の運用でございます。まして、ある地区では、それなりに活用できるような、独自で考えたお金が入ってくるようなシステムを考えてやっている地域もあります。そこの地域ちゅうのは予算が多分にございまして、余裕を持った地域活動をしているというふうに伺って、また羨ましく思っているのは私でございます。

それで、ずっとこうやってみまして、なんせ行政そのものの考え方とその地区、地区の考え方では、それなりのギャップが私はあると思うんですね。だから行政の考えることを何もかも押しつけるような形じゃなく、予算を与えてその一つの会社的な考え方でその５地区を、それぞれの地区によっていろんな環境が違いますので、一つの考え方にするんじゃなく、その地域のよさを伸ばすために、私は８０万ではなく、今は教育長は増額の考えがないというような答弁でございますが、行政が考えることもいいんだろうが、各行政によっての考え方、地域性、私は五葉地区のほうなんですが、生活圏が釜石なんですよ。釜石の考え方とこっちのほうの考え方、まるっきり違う。それなりの五葉地区ちゅうのはビジネスマンも多いし、起業家も多い。なんせそういうふうな考え方の地域でね、山の中でもね。そして、いろんな地域を見ますと、格段の経営能力がある地域と経営能力がない地域が格段の差が出てきているというふうに私は思うんです。それでもってのトータル的に今同じ問題を追及しているわけですが、ぜひとも教育長、増額は考えてないんでねぐ、前も各地区に２００万ずつの自由に運用できるようなお金を与えて、すばらしい活性的な地域活動をやった経緯があるんですよ。五葉地域も２００万でも足りなくて、それなりのよそからも持ってきて活性化した経緯がございますので、やる、増額する考えがないんでねぐ、教育長、教育長の考え方もそうだろうけども、やはり地区にはそれなりの予算の経営能力のある人がいっぱいいますよ。それをうまく活用して、その５地区をそれなりにすばらしい活動できるような環境を整えていくべきじゃないかと、そう思いますが、教育長の考え方をお伺いします。

○議長（佐々木春一君）　答弁。

教育長。

○教育長（松高正俊君）　林﨑議員、いろいろとためになるお話、ありがとうございます。私も地域公民館活動を実際にやっている１人でございますので、いろいろなそういうふうな状況については理解しているところです。

実際のところ、今まで２００万円を上限として活動してやった、今までのデータを見ましても、全部の地区２００万円までは達してない部分があって、なかなか今までの経緯ではそこまでは要らないというような話合いの下に今の状況になっております。

それから、先般、地区自治公民館の館長さんに集まっていただいた運営委員会等もやっておりますが、そこでも増額してほしいという意見が出ておりませんでしたので、先ほど答弁したような形になっているところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　各地域、集まりで増額を希望しないっていう、希望がなかったというような御意見でございますが、私は希望あると思いますよ。なかなか各地域の公民館長がね、地区公民館長が増額してけろとなかなか会合では言えないよ。そうじゃなく実績的に前にも２００万をその地区に与えたんだ。私は逆に言えば、今年、増額してもらって将来的には２，０００万ぐらい与えても結構なんじゃないかなと、私、そう思いますよ。そうすれば何にも心配なく、その地区に経営者が生まれますんで、そういうな経営者の考え方にのっとった、住田町の運営というようなことも考えていったほうが本当に面白みが出てくるんじゃないかなというふうな、私、考え方を持ってますので、教育長、いかがな考えかな。増額はする気がないんでねぐ、私は増額をしてほしいというふうなお願いなんですが、いかがですか。

○議長（佐々木春一君）　教育長。

○教育長（松高正俊君）　やはり現代の世の中は、正式な会議で話合いを持って、その中で出た部分を吸い上げて私たちは推進したいと思っております。先ほども申し上げましたとおり、実際にそのような会議をもちまして、公的な部分では要望がなかったこともありますので、また、今までの実績等を踏まえて、先ほどのような話になっておりますので、先ほどの結論といいますか、話のとおり増額する考えはないところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　教育長、ほんじゃね、今後の集まりで増額をお願いっていうな言葉が出てきたら増額しますか。そこんとこだけ聞いて、ここは終わりますよ、それで。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（佐々木暁文君）　交付金の増額の部分についてでございます。当然８０万に固執するものではなくてですね、様々地域のニーズ等々踏まえながら、あるいは活用実績等々も踏まえながらですね、その辺りっていう部分は今後対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　町長、今のお話聞いてて、増額希望がありましたら、増額のお金っていう考え方は持ちますか。教育長、どうぞ。町長、どうぞ。

○議長（佐々木春一君）　町長。

○町長（神田謙一君）　やはり物事行うのには先立つものは必要だというふうに思ってます。ただ、鶏が先か卵が先かということもありますけども、今までの活動の部分でも先ほど経営というような話も出てきてました。地区別の部分で私のほうからもいろんな施策、これも五葉地区の部分なんかですね、販売に持っていくだとか、そういう取組をしたほうがいいんじゃないかというような部分含めながら、アドバイスした経緯もあります。いずれ、そういう経営という部分では計画性も必要であります。そこを合わせながらですね、単なるお金だけありきということではなく、中身も詰めながら、まさに地域の人たちとの意見交換しながら、必要であればその中身も検証しながら、増額の方向ももちろんあり得るというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　話を聞くと、お互い遠慮してるような話になるんで、やると決めればね、みんな考えると思いますよ。そして地域に任せると。そういうような考え方を持ってほしいなと思ってますんで、地域からそういうような要望があったらば、本当に考えていってほしいなと、そういうふうに思いますので、よろしくどうぞお願いします。

それでは、１問目は終わりまして、教職員による不祥事の未然防止についてでございますが、先ほど教育長の答弁がなされたとおり、そのぐらいの件数の事故が起きておるというのが現状でございます。

私、岩手日報の記事を持ってきました。これは３月議会でもちょっと言おうとしたんですが、いや、そのとおり２５年度に逮捕された県内教職員ということで、逮捕だからね、これ

ね。指導とか指導とかっていうんじゃねえが、そういうふうな事故が多く出てるっちゅうことは、どういうふうな岩手県の場合は、教職員の採用の基準があるんだろうが、なぜ事故起きるような、そういうような人っちゅうのは、面接だったってあると思うんだよね。そこんとこの面接の仕方がどうなってるんだか。ましてや幼少期、幼少児のほうの事故が多い、今は。盗撮だ。そういうな事件が全国的にも多いし、そういうふうなのが好きで教職員に、幼少児の教職員になってる人が多くなってきてると。私から言わせれば異常でねえかと思うんだけども、その人はそれが楽しみなんだよね。そういうな者、そういうような人をどういうふうに押さえるか。教育長も見たと思いますが、これ８日の岩手日報の新聞に出てますね。防ぐ子供の性被害っていうなことで、また岩手日報が取り上げてもらったんですが、この中身を見ますと、これから夏場にいっての要するに水着姿の幼少児を見てのそういうふうな盗撮の事故が多くなるんじゃないかというふうな、事前のマスコミの取上げというふうに私は思うんですよね。ただ、それをさせないためには、どういうふうにすればいいかと。我々、携帯そのものも完全に操作できない人間の時代ですが、今の若者見るとそういうふうなすばらしい機具をですね、違う方向に使っているというふうなものが見受けられて事故が発生しているというふうな面が往々にしてあると。

なぜこういうふうに取り上げるかといいますと、いろんな市町村、３３岩手県には市町村がありますが、絶対住田町ではこういうふうな事故を起こさないというふうな教育長の腹の据わったような考え方を再度、どういうふうな形の対処方法をするのかちゅうふうなことをお伺いして、教育長、教育長でいいから、教育次長はいいから、教育長のほうで。

○議長（佐々木春一君）　教育長。

○教育長（松高正俊君）　今の議員さんおっしゃるとおり、本当に教職員にとっては、あり得ないようなことが起きておりまして、非常に残念に思ってますし責任の一端も感じているとこでございます。現在は、３月の私たちのほうで取り組んでいることとしては、３月末の校長会議等で校舎内のほうでもう一度いろんな変なものがないかどうかを点検していただくようなことを校長のほうに指示をしております。それ以降につきましても、先ほど申し上げましたとおり、４月に住田高校も含めて全体研修会があるわけですが、そこの中で私のほうで先ほど言ったようなのを強く訴えている部分があります。

それから当然県教委等のほうから指針等も出ておりますので、それを先般の校長会議のほうでは、担当ではなく私自らそれを読み上げるような、読み上げるというか指示するような形で校長のほうに強くお願い並びに指示をし、実際に言いっ放しだけでは駄目ですので、先

ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今度の次の校長会議等では、各学校でどのようにそれをやっているかを報告させるような形で不祥事が住田町の教職員から出ないような対応をしたいと取り組んでいるところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　林﨑幸正君。

○８番（林﨑幸正君）　いい答弁、教育長ありがとうございました。アメリカあたりの性犯罪の防止策っていうのはね、人間に、人間なんかでそういう一つの病気だから、馬牛より悪いような考え方の病気なもんだから、それを、いやさけ、それを国民全体で守るために何をやっていくかと、そういうような形の人間に対してチップ導入するんだよね。犬、猫に入れるチップ、それを人間に入れると。そして監視するというような形でないと抑えようがないって。何でかっていえば本人が病気なもんだから。病気治すっていうのは大変なことだから。だからそういうふうなことも踏まえながら、厳しい話ですが、各学校は３校しかないから、そういうふうに校長先生にそういうようなことを絶対ないようにというようなことを念を押して、中学校、小学校で３校です。高校までね、教育長は、高校までは監視する職務じゃないから。小中学校の校長に厳重な監視をするような形の御指導をしてもらうことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木春一君）　これで、８番、林﨑幸正君の質問を終わります。

◇　瀧　本　正　徳　君

○議長（佐々木春一君）　５番、瀧本正徳君。

〔５番　瀧本正徳君質問壇登壇〕

○５番（瀧本正徳君）　５番の瀧本正徳であります。通告に従いまして、町長、そして教育長に一般質問をします。

初めに、一番として、生活環境整備と住民不安への対応策についてであります。

まちづくりを進めるに当たりましては、地域の現状を捉えながら住民生活の安心・安全の確保を図ることが大切と考えることから、次について伺います。

（１）番としまして、道路沿いや住宅に接する枯死木などは倒木事故が懸念されますが、町内の現状とこの不安解消へ向けた対応策を伺います。

２つ目、空き家対策は、地域の治安・環境衛生・景観や獣害対策のためにも、一層進めるべき課題であります。町内の管理不全住宅や特定空家の現状と、所有者への指導・勧告・命令などの行政としての実施状況はどうか。また、今後の対応はどうか伺います。

（３）として、大雨洪水による河川の氾濫が懸念されています。対策の一つに河川敷付近の大きな立木等の適正管理があると思うが、どうでしょうか。

（４）快適な住生活環境整備の観点や治安等の対策のため、防犯灯の増設を一層進めるべきであると思いますが、町としての計画はどうか伺います。

（５）一人住まいの高齢者に対する安心・安全策としてお元気電話などがありますが、防犯の観点からカメラなどの設置も必要と思うが、どうでしょうか。

６つ目、国・県・町を挙げた熊の個体管理等の策が急ぎ進められていますが、日々の暮らしや農作業、外出時の不安の声を聞くことが多い。住民の防護対策用具の一つとして、熊撃退スプレーなどの配布や補助制度を計画すべきではないでしょうか。

大きな２つ目です。地球温暖化対策実行計画の推進についてであります。

住田町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に伴うアンケートにおいて、温暖化への関心は住民・事業者のほとんどがあると回答しています。しかしながら、この問題に対して、おおよそ半分は自分が何をしてよいか分からないが、解決すべきと思うとの回答であります。

脱炭素化社会の実現は、全住民が日々の暮らしの中で取り組み進めるべきことと思うことから、次の点を伺います。

（１）計画推進には住民意識の醸成が欠かせませんが、住民や事業体、そして学校教育に係る計画目標達成に向けた展望はどうか伺います。

以上、１回目の質問を終わります。

○議長（佐々木春一君）　答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長　神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君）　瀧本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、１項目め、生活環境整備と住民不安への対応策についての（１）道路沿いや住宅に接する枯死木などの町内の現状と不安解消に向けた対応策はどうか、及び（３）河川の氾濫が懸念されている対策の一つに河川敷付近の大きな立木等の適正管理があると思うがどうかにつきましては、立木の適正な管理として関連がありますので、一括してお答えをさせて

いただきます。

近年、全国的に樹木の衰弱や枯死による倒木が発生し、社会問題となっております。枯死木の発生の原因は、木の寿命、病害虫、強風、雪、雷など様々であります。枯死木は、内部が腐っていたり、根が弱っていたりすることが多く、強風や大雨といった自然現象によって簡単に倒れてしまうおそれがあります。本町においても、枯死木と思われる倒木が林地内を中心に数多く見受けられ、道路の通行に支障を来す事例も発生しております。

今後において、人身被害や財産損害のリスクもあることから、危険性の高い枯死木の管理は極めて重要であると認識をしております。基本的には私有地に生えている樹木などは、所有者が管理するものであり、住宅などに危険を及ぼすおそれがある場合には、その立木の所有者に伐採などの処理を督促するものであり、町としても損害賠償の対象となる場合があるなどを示しながら、土地所有者に対して早急な伐採や枝打ちなどの適切な管理を指導・啓発してまいります。

また、河川敷付近の立木等につきましても、河川管理者または土地所有者に適切な管理を促すとともに、町管理河川沿いの樹木など通常業務の中で危険な樹木がないか点検を行うとともに、町民の方から支障を来す樹木等の通報をいただいた場合は、職員が現地調査を行い、建設課直営作業による対応、または業者発注による早急な対応を図っている状況にあります。

枯死木などの伐採は、樹木による被害を防ぐだけでなく、害虫の発生や景観の悪化を防ぐ役割もありますので、引き続き安全対策に遺漏なきを期してまいりたい。

次に、（２）町内の管理不全住宅や特定空家の現状と、所有者への指導・勧告・命令などの実施状況についてお答えをいたします。

本町では、昨年度に町内全域の空き家実態調査を実施いたしました。その結果、１６３棟を空き家と判断し、老朽化や危険度に応じて５段階に分類したところ、放置すれば危険性が高まるＤランクが２３棟、損傷が激しく危険な状態にあるＥランクが７棟確認されました。これら危険性が確認された空き家に対しまして、現時点では空家等対策特別措置法に基づく指導・勧告・命令といった実績はございませんが、地域住民からの情報提供に基づき、危険性が懸念される空き家の所有者に対し、適正な管理を促す通知を発送するなど、個別の働きかけを行ってきたところであります。

町といたしましては、周辺環境を守るためにも、危険な空き家への適切な対処は欠かせないものであるとの認識をしております。しかし、単に書面での指導を重ねるだけでは、費用や手続の面で負担となり、問題が長期化する事例も少なくありません。

そこで本町では、本年５月に民間専門企業と空き家の流通促進に関する包括連携協定を締結し、所有者の皆様が抱える課題にワンストップで対応できる専門相談窓口を新たに開設いたしました。

また、今年度は空き家所有者を対象とした意向調査を実施する予定としております。この調査を通じて所有者の皆様が売却・賃貸・解体など、今後どのように管理していきたいのかという個別の意向や課題を把握し、その上で寄せられた意向や悩みに応じて新設した専門相談窓口へと的確に御案内する流れをつくってまいります。

今後は所有者に対して単に改善を求めるだけでなく、この意向調査に基づく相談窓口への案内をセットで行うことで、自発的な解決を促す実効性のある空き家対策を推進してまいります。

次に、（４）防犯灯の増設についてお答えをいたします。

本町における防犯灯の設置状況につきましては、交通安全の確保及び防犯の観点から、各地区の防犯協会等からの御要望に応じ、計画的に整備を進めてまいりました。本事業は、総合計画の政策軸「住」、政策分野「安全で安心な暮らしを支える体制強化」に位置づけられているものであります。

防犯灯設置の実績といたしましては、平成２５年度から２９年度までは、毎年度２０基程度、平成３０年度から令和４年度までは、毎年度１０基程度を整備し、現在は７５７基を維持管理している状況にあります。これまでの集中的な整備により、町内全域において一定の設置水準は確保できているものと認識をしております。

また、今後の適切な維持管理費の確保という面も考慮いたしますと、今後の新設におきましては、設置が不要になった場所の廃止についても並行して検討しつつ、各地区の防犯協会と十分な協議を図りながら、効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、（５）防犯カメラの設置についてお答えをいたします。

町が街頭などに防犯カメラを設置することにつきましては、町全体の治安維持につながる大きなメリットがある一方、町民のプライバシー保護や長期的な費用負担といった課題も考えられます。また、町が個人宅等を対象として、防犯カメラを設置することにつきましては、限られた財源の適正な配分や施策の優先順位という観点からも慎重に判断するべきものと考えております。

本町における防犯、見守り対策につきましては、季節ごとの防犯隊員によるパトロールをはじめ、日本郵便株式会社との包括連携協定に基づく高齢者や子供の見守り活動など、様々

な地域資源を生かした取組を優先して進めているところであります。

さらに、町が実施している緊急通報装置の貸出事業や住田町社会福祉協議会が実施するお元気電話による安否確認など、福祉分野とも連携を図りながら、様々な視点から町民の安全を守る取組を進めているところであります。

次に、（６）熊撃退スプレーなどの配布や補助制度を計画すべきではないかについてお答えをいたします。

北海道や東北地方を中心に全国各地で熊の出没や人身被害が相次いでおります。本年、岩手県においては、４月に３７６件の出没情報が寄せられ、３件の人身被害が発生しております。本町においても４月に５件、５月に１４件のツキノワグマ目撃情報が寄せられており、住民の不安も高まっているものと捉えております。

熊撃退スプレーにつきましては、万が一熊と遭遇した際の防護手段として有効な資機材の一つであると認識をしております。一方で、使用方法を誤った場合には、使用者自身が被害を受けるおそれがあるほか、その効果を十分に発揮するためには、適切な知識や取扱訓練が必要であると考えております。

このため、町民への配布や購入費補助の実施は考えておりませんが、住民の不安軽減と被害防止を図るため、出没情報を迅速な周知をはじめ、警察、猟友会、自然保護巡視員等の関係機関と連携したパトロールの強化、電気柵設置への支援、放任果樹の除去など、総合的なツキノワグマ対策を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、２項目め、（１）住民や事業体、学校教育に係る地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けた展望についてお答えをいたします。

本町におきましては、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策を推進するため、町全域を計画区域とした住田町地球温暖化対策実行計画を本年３月に策定したところであります。御質問の目標達成に向けた住民、事業体、学校教育における取組についてお答えをいたします。

初めに、住民への取組ですが、省エネ家電への買換え等の周知をはじめ、本計画の内容を具体的なアクションについて、広報や住田テレビ等を通じて広く発信し、町民の皆様の意識醸成を図ってまいります。また、国や県が提供する環境関連のウェブサイトなどを紹介し、省エネ等への具体的な行動変容につなげていこうとするものでございます。

次に、事業体へは、本計画に基づく具体的な取組を紹介し、各事業所での省エネ対策等を促してまいります。あわせて、豊かな森林資源を次世代へつなぐ保全活動を進めるほか、バ

イオ炭の活用をはじめとする地域資源の循環も視野に入れ、脱炭素への取組を推進してまいります。

最後に、学校教育においては、本町がこれまで継続してきた特色ある地域創造学を基盤といたします。この地域創造学では、気仙川や種山ヶ原などの豊かな自然、基幹産業である林業、歴史文化等をフィールドに、環境学習をはじめとする多様な学びを展開してまいります。

身近な自然環境に触れ、森林を守る意識と地球温暖化対策の結びつきを学ぶことで、子供たちが環境への配慮を自らの課題として捉え行動できるよう、意識醸成を図ってまいります。

本町は、広大な森林が持つ高い二酸化炭素吸収力により、既に排出量を上回るマイナスカーボンの状況をつくり出しております。町といたしましては、このマイナスカーボンを本町ならではの強みと捉え、この豊かな自然環境を次世代へ確実に引き継ぐため、本計画に掲げた各種施策を住民、事業体、学校教育が主体となり進めていけるよう、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　再質問を許します。

瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　今回の質問については、昨年の住民と議員との懇談会等々の話を受けてのものというふうに捉えてほしいなというふうに思ってます。いずれそういう中で、いろんな不安事がありました。それで、ちょっと具体的な部分がいっぱいありますけども、御勘弁いただきたいなというふうに思います。いずれ先ほど町長の答弁があったとおりですね、今回の質問については、政策軸でいえば住の分で、政策分野でいえば５、６、７あたりが中心なのかなというふうに思いながらいますので、それに合わせた部分の再質問というような形になると思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、初めに、枯死木の倒木不安等についてなんですが、これ前にも私、聞いてますんで、取組についてはよく分かってるんですが、不安な部分というか、抜けている部分というのがすごく気になってたんですが、実は所有者が誰だか分からないというのが一つあると思います。

もう一つは、道路沿いであれば、町道はそのとおりでいいんですが、県道・国道に関わっては、それぞれの管理があるんで、どこからどこまで町への要望なり町の対応があるのかなというふうに思っているんですね。ですから、所有者不明等はっきりしない分、それからここにいない人と、それからあわせて県との関係について再度お願いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　答弁。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君）　私のほうからの後半部分の国道・県道の道路沿いの枯死木等の管理という点についてお答えさせていただきたいと思います。

町道と同じように国・県におきましても、建築限界のところにつきましては、建築限界を目安として伐採・剪定等の適切な管理を実施しているものというふうに捉えております。それより外にあるものにつきましては、やはり所有者の適正な管理を基本とするということになっておりますので、町のほうにも道路の状況に応じて問合せ等通報等が来ますけれども、そういったものは国県道であれば土木センターのほうに連絡をして早急な対応を促しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　環境全体と捉えてお答えをさせていただきます。

誰か分からない所有者等の枯死木等の関連でございますけれども、誰か分からないという、土地の所有者なのか、木の所有者なのかということもございますが、全体として町でできることといたしましては、広い範囲で管理を、呼びかける環境なり景観の観点から管理を呼びかけることかなと考えてられますので、今後、機会を捉えてそのような面からのお知らせを検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正德君。

○５番（瀧本正德君）　私のほうで１回で聞いてしまったんで、あれだったのかなというふうに思います。

県道・国道に関わって言いますが、もう既にであれば、現状を見て、県等への連絡等は終わっているというふうな形の考え方でいいのかな。

○議長（佐々木春一君）　建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君）　先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございますけれども、建築限界を超えて、道路通行上支障が来すような倒木が発生しているというような状況が町で把握、もしくは通報により連絡があった場合につきましては、土木センターのほうに連絡、県のほうに連絡をして、早急に対応して取り除いていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　実はね、松くい虫っていうのかな、いずいいっぱいいっぱい増えてしまったんですよ。そして具体的に松ヶ平の大平の上り口なんかは、もう道路すぐそばなんで、みんな不安がってんですよ。ただ、そういうもんに対する対応が見えてないというふうに思ったもんですから、今回この質問に入れてます。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長、堀尾昌史君。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　今、ただいま松くい虫のお話が出ましたので、それについて答弁させていただきます。

松くい虫に関しましては、県と協力しながらパトロールをしており、その中で必要なところを伐採しているというところであります。これにつきましては、毎年、調査を実施しているところではありますので、引き続きそういった調査を通じた中で適切に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　今回の質問は、住民の不安事をなくすという大原則ですんで、基礎自治体として当然暮らしの安心・安全については義務ですんで、そこの観点から言えばですね、連絡してこれはこういうふうになるよっていうあたりまでが見えてほしいなというふうに思いますが、その情報発信というのかな。いずれこういう状態について、こういうふうな形で対応しますよというあたりがないと住民不安解消にならないのかなというふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　答弁。

副町長、小向正悟君。

○副町長（小向正悟君）　基礎自治体であるから全部ということではない。やはり管理する、県道であれば県、国道であれば国というのが原則でありますので、そこはそのとおりであろうかと思いますけども、ただ、把握したり、あるいは連絡があって、役場に連絡があったということであれば、そこら辺の連絡はきちっとその管理する機関に対して連絡をするということであって、全て町が住民に一番近いから全てをやるということではないと認識しております。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　ルールはそのとおりだと私もよくよく分かってます。本来は、所有者、管理者の部分ということはそのとおりなんですが、ただ住民が不安だという場合は、放っておけるのかという観点、そういうふうな見方もあると思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。要するに住民から連絡がない限りは、まず管理が、管理する人がいるんだからいいだろうというような形ではまずいのかなというふうに思ってるんです。

ですから、不安だなというんであれば、それなりの対応をするというのは県がやるかもしれませんが、いずれ住民の安心・安全を守る部分の自治体の仕事かなというふうに思っての質問なんで、もしそれが一切合切、それぞれの責任者があるよということであれば、今回の質問の意味がないわけです。ですんで、その安心・安全という、暮らしの安心・安全なんだよというふうな形のね、部分を守るためのものかなというふうに私は考えてますんで、その辺は同じなんでしょうかね。

○議長（佐々木春一君）　副町長。

○副町長（小向正悟君）　おっしゃる意味は分かるところもあるんですけれども、ただ、いずれ住民であるとともに県民であり、国民でもある。それはそれぞれ行政の立場からすれば、市町村であり、県であり、国でありというような形のつながりの中で、住民であり、県民であり、国民であるという中で、それぞれのその管理の部分というものは、全体、国全体のもの、大きい道であれば国道、地域と地域を県内を結ぶ道路であれば県道、市町村内の道路であれば市町村道というような管理の仕方があるわけですので、それを全て住民に近いからといって、市町村が全てということではありませんが、議員おっしゃるとおり、ただ住民に一番近いということでもありますので、いろいろ御相談等があればですね、連絡調整は当然役場のほうでさせていただくというような形になろうかと認識しております。

○議長（佐々木春一君）　ここで、５番、瀧本正徳君の再質問を保留し、暫時休憩します。

休憩　午前　１１時００分

再開　午前　１１時１０分

○議長（佐々木春一君）　再開します。

休憩前に保留いたしました５番、瀧本正徳君の再質問を許します。

瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　（１）番の枯死木等々に関わることです。

いずれ、これは拡大の一歩をたどるだろうというふうに思っております。なかなか進みません。自分管理といってもね、お金のない人もいるわけですから、お金をかけられないって人も結構いるんですっけ。そうなりますと、放置というふうな形が増えていくのかなという不安があります。そういう中でですね、具体的な問題として、さっき話した道路すぐ脇の松ヶ平、大平の入り口の太い松の木、すっかり赤くなってしまってシンボルみたいになってしまったんですが、ああいうのの対応とか、それに対するどういうふうな形で対応しますっていう辺りがですね、住民不安解消のためには、計画、どういうふうにやるのかを知ることだというふうに思います。

自治体とすれば、情報発信かなというふうに思ってますんで、その部分をやってほしいなということを思いながらですね、先ほど町長の答弁でありました、道路を塞ぐというふうな木が結構柏里、柏里ってうまぐねえのが。いずれ、ここ二、三年の間にありました。そういう状況についてをパトロールとかは町でやるんじゃなくて県でやるというような発想なのかな。その辺も含めてですね、実際に道路に倒れそうで、倒れてしまえば通行止めになりそうな、いうような倒木の現状があるかないかだけ教えてほしいと思います。

○議長（佐々木春一君）　建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君）　実際、近年の高温、気温が高くなったりですとか、それから雨が降らないというような現状が原因かなとも考えておりますが、土が痩せてきているというか、そういった現状が見受けられます。そういった中で、やはりパトロールしてる中では、根が活着が弱くなってるといいますか、根むくれというふうに通称呼んでおりますけども、根むくれによる倒木が現状では増えてきてるっていうのは認識しております。

町道につきましては、月１回、２班体制で道路パトロール及び河川パトロール、準用河川、町が管理する河川をパトロールしておりますし、国県道につきましても、県のほうが管理してるわけですけども、県のほうで業者に委託をしてパトロールをしている部分があります。そういったところで発見した部分については取り除くという作業をしているところでございます。

ただ、近年、町道沿いになりますけれども、伐採等々が進んできてる中で、風当たりが変わって、今までは考えられなかったところが、風が当たって倒れるというようなところも現に発生して道路を塞いでいる事案もございます。ですので、なかなか道路沿いの目視だけでは行き届かないところも現状として出てきてるっていうところも把握はしております。です

ので、やはり地域の方々から、そういった不安というか倒れそうだよという通報をいただきながらの確認というのも重要な案件ではないかなというふうに考えておりますので、そういった部分については、町のほうに御一報いただければというふうに考えておりますし、国県道沿いにつきましては、そのパトロールで発見した部分については、早期伐採というふうには努めているところもあるようですし、そういった御不安につきましては、県のほうから対応を聞いた分につきましては、その通報いただいた町民などに情報をフィードバックしていくというところも徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　そのような安心できるような情報発信ということで考えてほしいと思いますし、要望だけしておきますが、要望するとこじゃないんですが、いずれこういうふうな対策っていうのは、どこでも同じっていうわけにはいかないと思うんです。原野、平らなとこもあるだろうし、住田町のようにほとんどが山だというふうな部分もありますんで、枝分かれしてるよという部分がありますんで、やはり、今の町の実情に合わせた形の対応を進めていってほしいというふうに思いながら、（２）番の管理不全住宅等の空き家対策等について移らせていただきたいと思います。

町長答弁あったとおりですね、これも年々悪くなるのかなというふうに思いますし、改めて、何で国が、このことに携わったかという趣旨、本来の始まったときの理由があるわけですから、その部分をきちんと押さえたいなということがあります。

今、空き家倒壊は私のとこのように山の中にいる分は別なんですが、道路のそばとか町の真ん中にも不安なとこが結構あるんですけども、そういうふうな再活用できるような空き家はまずいいんですよ。業者頼んでね。そうじゃなくって、一切手つかずと。管理もさることながら、完全に半分潰れているよというような部分の道路沿いとか、隣の家があるとかあるんで、そこの部分への対応が、私は事故が起きる前にという気持ちで見ています。

そういう点では、先ほどの町長のそのとおりの中身でいいとは思いますけども、所有者が結局いない部分もありますし、やれない人がいるというふうな部分をどのような形で見ているのか。要するに、本来は所有者がやるべきなのに、やりかねているという現状があるわけなんですが、それをどのように見ているのか伺います。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　所有者ができかねているというような内容でございますけれ

ども、町長答弁にもございましたように、やはり負担、本人の費用負担等の面で所有者ができかねているのかなと考えているところでございます。

今回、連携協定を結びました民間企業にいたしましては、そのような手つかずの空き家に対しても、様々な面から検討していただけるということでありましたので、連携協定をいたしたものでございます。それによって、その所有者の方と相談していただいて、民間事業者におきましては、相当の管理が行き届いていない空き家でも需要はあるということでございましたので、そのようなことも捉えながら、そこに相談していただくというのも一つでありますし、あと基本的には所有者が管理するということでございますので、町といたしましては、所有者に常に働きかけをしているものでございます。

今回、今回というか、強風でトタンが飛んだりとかいう事案もございましたけれども、そのたびに所有者に対して働きかけを行っているものでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　言いにくい、話しにくいという部分がいっぱいあるとは思いますが、いずれ原点は原点であります。原点のとおり、原則のように動かない部分についての対応はですね、周り近所が本当に不安の材料になってますんで、ぜひとも押さえてやっていただきたいと。実際、町の真ん中にありますからね。半分壊れてしまっているような状態。そういう部分をきちんと押さえながらやってほしいなというふうに思います。

あと管理不全といえばですね、元企業の持ち主の廃屋みたいなとこが結構あるんですが、そういうものに関しては、町は関わるのか関わらないのか伺います。

具体的に言いますと、下有住等のですね、あの辺にあるああいうのに町は関わるのか関わらないのかだけお伺いします。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　関わりという、どのような観点での関わりというところがあれですけども、基本的にはその空き家全般なんですけれども、空き家というのは、所有者が責任を持ってやるべきものという原則がございますので、その原則に基づいた形で対応はしてまいりたいと思います。ただ、そのケースに応じて検討すべきところが、様々あると思いますので、そこはケースに応じた形でこちらのほうでも個別に検討はしていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　ここで答えは出さなくて結構ですが、やはりずっとずっと放置の状態ですし、アスベストっていうのかな、いずい石綿を使った建物だと思いますんで、あのまま放っておけないというのが現状だと思いますが、その部分については、ここでは答え出さなくて結構ですんで、そういうふうな現状があるということを押さえながら、ここの部分について対応していただきたいいうふうに思ってます。

３つ目の河川敷の樹木管理についてです。

県の管理、町の管理、町の管理がちゃんとしててですね、意外と県管理の部分が手が回らないのかなというふうな部分もあるのかなというふうに思ってますんで、この河川敷を坊主頭にするような形がいいのか、それとも木があったほうがいいのかについては、かつてはいろいろと需要があったんです。ただ、岩泉の洪水が立木をためていって、橋架けて駄目になって、決壊して次から次へと大きくなっていったという例があるもんですから、やはり適正管理っていうのはね、要するに立木が河川敷を埋めるんであれば、水が流れる分のスペースはきちんと確保するというような形のね、やり方を今からしていかないと、ここは台風が来ないからいいってわけじゃないんですが、来ることだってある可能性があるわけですから、やはりその分は町管理は町管理でいいんですが、県管理に関わっても、やはり同様に道路と同じような形で強く、パトロールも含めてですね、大きな課題、ものを見た場合にはやっていただきたいというふうに思ってますし、県の考え方はよく分かんないんですけども、いずれその分の県とのやり取りはどのような形でやってるの、日常的にやっているのか、定期的にまとめてどんとやっているのかについてだけお伺いします。

○議長（佐々木春一君）　建設課長。

○建設課長（佐々木淳一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

県の判断基準といたしましては、樹木が密集して水の流れを妨げたり、流木となって橋梁などに被害を及ぼすおそれがある場所をパトロールにより発見した場合には対応するということを聞いているところでございます。

そういった部分から立木がまだ立っている部分については、取りあえずは特段どのような対応もするということではないんですけども、それが先ほどの来話が出ているような枯死木であったり、いろんな部分で倒れてしまって、その木が流木となって流れるおそれがある場合については、それを撤去するという方針であることはお伺いしております。

県についてもパトロールは定期的に行っておりますし、町としましては、道路パトロール、

河川パトロールを行う際に、やはりその気仙川沿いも通ることもございますので、そういった部分で危険と判断した部分につきましては、県のほうに連絡をして対応を依頼しているところですので、常時連絡は取っているということで答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　分かりました。であれば当面ですね、木が倒れているというふうな情報については、役場経由で構わないということでいいですね。つなぐんかな。私も倒れてるから見てくれっていうふうに言っていったんですが、まだあと１メートルぐらいたてば、川さつくんだけども、つかない状態で横になってたんですよ。それどうしようかなと思いながら今いたんで、分かりました。

それでは、４つ目に入りたいと思います。防犯灯の増設については、先ほど町長の答弁にありました。いずれ政策分野できちんと出てますんで、やはり私は、これはまだまだ増やしてもいいのかなという気持ちでいます。今電気代もかからないような形のものに変わりつつありますし、あとは、少なくても自治公民館等々の周辺ですね。うちのほうにはありますけども、いずれそういうふうな部分、人が集まるような場所については、地域からの要望もさることながら、そういうふうな話をやはり町として進めていってほしいというふうに思ってますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　町といたしましての防犯灯の整備につきましては、町長の答弁にありましたとおり、一定の水準は保たれているという考えでございますので、個別案件につきましては、やはり対応していく必要があるものもあると捉えてはおりますが、現在はＬＥＤに交換することを中心として整備等を進めている状況でございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　水準は確保しているという、そのとおりなのかなというふうには思いますが、この在り方はね、さっきちょっと話した地域のつくりによっても全然違うんですよ。田んぼの真ん中にあるようなまちであれば、簡単にできるんですが、もう沢ざわがあって、ほかの地域とはまた別な住田町としての特異な事案が、要するにそういうふうな状態があるんですよ。人口もばらばら。居住、言えばばらばらだというふうな事情がありますんで、やはりそれは、どっかの水準に達しているから十分なんではないでしょうかじゃなくって、で

きればですね、やはり暗さっていうのはやはり今は獣が出たり何か出たりしますんで不安なんですよ。そういう中では、ぜひとも人が集まる場所等へのですね、増設等は水準オーバーしてもやったほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　新設につきましては、やはり設置が不要になった場所の廃止も検討しつつ検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　ぜひとも、他市町村がどうでもいいから、どうでもいいじゃないんですが、他市町村の基準は、標準はどうでもいいと。ただ、住田町としてどうなのかというふうな判断でもって増設等々を検討していただきたいというふうに思ってます。

進みます。（５）番の防犯カメラの設置についてなんですが、いや、私もまさかこの防犯カメラのことを本気になって考えるとは思いませんでしたが、正直言って、どのような犯罪が起きるか分かんないっていうのが今のところなのかな。かつてなかったっていうような犯罪がですね、あちこちで起きるんですよ。ただ、それを防止するのは、カメラがあるとやりたくなくなるんだそうです。空き巣でも何でも。ですから、カメラの防犯、予防というのかな、犯罪抑止っていうのかな。その効果は、高いんだそうですよ。そういう意味では、その考え方に基づいて自治体、自治体って公民館なり沢ざわの入り口あたりに設置をしているっていうのは結構あるんですね。私は考えたことなかったんですが、監視社会はどちらかというと嫌いなわけですから。だけども犯罪抑止のためには必要だという判断でもって、もう地域、地域に設置しているとこがあるというふうに聞いてますし、同様に、個人宅についても、税金さえちゃんと納めている人であれば、補助申請できますよという地域もあるようなんです。私は地域を合わせろとは言いませんが、住田町は犯罪のない町というふうなイメージがですね、実際に起きた様子を聞くと、これまずいなというふうに思いましたんで、今回の質問にさせていただきましたが、やはり個人には考えていない、予算上無理だというふうなことがありましたけれども、やはりこれは予算も私は大切なんですよ。よくよく大切なんですが、安心・安全に金をかけるという地域をつくってもいいのかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　防犯カメラにつきましては、効果、治安維持の効果というの

は、相当あるものと捉えているところでございます。個人の家への設置等につきましては、他の市町村では補助金等創設しているところもあるというふうに捉えているところでございます。町といたしましては、そのような先進地の実情の情報を収集いたしまして、検討等、検討調査をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　いずれ世の中が変わりつつあります。実際に私の地域で起きたこともそうですんで、今はおかげさんで、駐在さんが頻繁にパトロールしてますし、みんなで出入りしながらやってますけども、いずれそういう部分はね、住田だから安心だという時代ではもうないので、いずれ犯罪抑止というふうな観点でもって検討いただきたいというふうに思ってます。

（６）番目の熊の熊スプレーという撃退スプレーに関わってなんですが、実を言うと獣被害に関わっては、私も再三一般質問をさせていただいてますし、ケアもしたつもりでいるんですが、まさか熊スプレーまで自分で言うことになると思ってなかったんですけども、いずれこの分野はですね、かつての獣被害とはまた別だなというふうに思ってます。そして使い方等についてもそのとおりです。私も実際に持ってみたんですが、実際に噴射したことはありませんし、やる場合の注意等についてもハンターの方々から聞いてるんですが、風上風下も含めてですね。ただ、この部分を・・・がないと変わんねなというふうに思ってます。熊スプレーに捉われずにですね、暮らしの安心・安全のために、この町で普通の農作業、普通の散策、普通の暮らしができるような環境整備というのは、今回はスプレーですけどね。やはり手を押さないと駄目だという、そんなときではないかというふうに私は思ってるんですが、それを私は大ごとっていうふうな言い方をしてますけども、町にとってはですね、山村の魅力を発揮する部分でも、関係人口がどうのこうのという以前にですね、安心・安全な地域という部分はきちんとしなきゃなんねえのかなというふうに思っているんですが、その辺の考え方を再度お伺いしたいんですが、決して、はい。

○議長（佐々木春一君）　副町長。

○副町長（小向正悟君）　安全・安心な暮らしということで、総合計画の中にも強くうたっておるところでございますけれども、この安全・安心という部分について、全て公助でやるのかという部分をやっぱりよく考えなければならないのだろうと。熊スプレーの、熊撃退スプレーの話がありましたけど、じゃ熊鈴はどうなんだ。まず、自助で自分の身は自分で守ると

いう基本という部分があろうかと思います。

また、様々な部分、先ほどいろいろな場合がありましたけれども、今度は地域で共助でやる。さきの林﨑議員の質問にあったような様々な地区公民館活動であるとか自治公民館活動の中で、共助の中でやっていくんだというような考え方もあろうかと思います。

最後に、町全体でその環境というような部分でやるという部分ですけど、やはり一番大切なのは自分で自分の身を守ると。これは熊にしても犯罪にしてもそうだと思います。そこの自助の部分、そして周りの近所の方々が今度は協力していく。それがまた住田町のよさでもあるわけです。

そういった部分を踏まえて、そして最後にどうしても駄目な場合は公助も考えていくというような考え方を踏まえて、全てが安全・安心な暮らしは町でやんなきゃなんないんだということではなくて、自助・共助・公助といったものを的確に把握しながら進めていくべきというふうに認識しておるところでございます。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　本来は、それが当たり前というふうに私も思います。自分でできること、それから地域に関わることについては、そのとおりだというふうに思ってますが、それではカバーができない現実があるということは、きちんと押さえてほしいと。

例えば熊スプレーそのものはですね、横文字で買えるような熊スプレーは２万円もするんですよ。よく分かんないんですけどね。ただ、今はそれなりの対応はしてますってことなんで、まず一つはお金の関係なんですが、いずれこの課題に関わる姿勢ちゅうのが大切だなというふうに私は思ってます。だから、お互いに自分のことは自分でやりましょうと、みんなに話をしたとしても、自分から示すような気持ちでないと進みませんよ。パンフレット配ればいいって、そんな世界じゃないんで、だとすれば、やはり町を挙げたこれに対する、少なくとも熊に対する対応策は、きちんと出していかなければならないのかなというふうに思ってますので、その部分の考え方について、熊担当っていえば怒られるんですが、獣害対策担当の課長にでも、その辺の考え方を伺います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　毎日連日のように報道で熊の話題が出ており、住民の皆さんも非常に不安に思っていることと思います。

担当課といたしましてはですね、様々、熊対策を検討しております。その中で優先順位をつけながら取り組んでおります。町長の答弁でもありましたとおり、電気牧柵の設置とか、

放任果樹の除去、パトロール、様々組み合わせながら、優先順位を決めてやっているところであり、この最近の動きを見ていますと、新たな取組というところもどんどん出てきているところでありますので、そういったものを調査研究しながら引き続き対策のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　瀧本正徳君。

○５番（瀧本正徳君）　この課題は、ずばりね、一体おまえたち何やってんだっていうな言い方をされてます。形が見えないんですよ。要するに対策が効果がないんですよ。効果が見えないというふうな話をされてますんで、この場で効果が出るような形の一つがこの熊スプレーなのかなというふうに思ってますが、いずれお金は確かにかかりますし、大変なんですが、ここの分野をやっていかないと、町民一人一人がやればいいんだっていう発想ではもうない段階超えてんのかなというふうに思ってます。

この地域の魅力化がどうの何がどうのこうのだって全部御破算になりますから。そういう点ではね、大本と実に捉えていただきたいというふうに思ってます。

時間になりますんで、大きな２つ目に行きたいと思いますが、いずれ温暖化計画等々の関わる取組については分かりました。ただ、私がすごく気にしてるのは何かといいますと、住田町らしい温暖化対策という部分の取組というふうに考えてます。要するに先ほど町長の答弁にあったとおりですね、山があると。そのために、マイナスカーボンというふうなことですばらしいことだというふうに私は思ってますが、であればですね、そのきちんとした山の管理をやらなきゃなんないんだけど、いかんせん、作業的にはお金になかなかなりにくいような状況の中で、ややもすると放任と放置というふうな形の現状だというふうに私は見てるんですが、その辺も含めてですね、やはり住田町としての温暖化対策の特化した部分をきちんとＰＲできるような形がいいのかなというふうに思ってますんで、これについては再質問から外させていただきますが、学校のほうにお伺いしたいと思いますが、教育のほうにお願いしたいんですが、いずれこういう問題は、おのおのの意識化、行動変容まで持っていけるようなことが大切だというふうに私は何度も思ってます。町施策全体像についてもですね、うまくいくかいかないかについては、住民一人一人の行動変容までいけるかというあたりが大きな部分と思いますんで、そういう意味ではですね、子供たちにきちんとまず、住田町の温暖化対策等についてはこうなんだというあたりをきちんと教えてほしいなというふうに思ってます。中でも、他を抜いてですね、最近になってやってる水素活用等もありますんで、

住田町としての部分についての取組、子供たちに何を教えてるかについてお話を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　教育次長、佐々木暁文君。

○教育次長（佐々木暁文君）　環境教育という側面でお話をさせていただきます。

県の学校教育指導指針の中にもですね、重点的に取り組む事項として環境教育という部分が示されてございます。そういった中で住田町での取組ということになりますと、水素という部分の動きというのはですね、まだまだ若干低調な部分もあるのかなと。やはり地域創造学なんかを起点に基盤にしながらですね、森林環境教育、その辺りの部分を中心に取り組んでいくのが現状は妥当なのかなというふうに捉えております。

以上であります。

○５番（瀧本正徳君）　以上で終わります。

○議長（佐々木春一君）　これで、５番、瀧本正徳君の質問を終わります。

◇　水　野　正　勝　君

○議長（佐々木春一君）　１１番、水野正勝君。

〔１１番　水野正勝君質問壇登壇〕

○１１番（水野正勝君）　１１番、水野正勝であります。通告に従いまして、町長並びに農業委員会会長にお伺いいたします。

大きく１点、原油・ナフサ価格高騰による地域経済と町民生活への影響についてであります。

中東情勢による原油・ナフサ価格の高騰、ナフサ不足や石油由来資材の供給不安が、各業界で表れ始めております。今後、これが長期化・深刻化した場合、本町におきましても、町民生活をはじめ、建設業や農林畜産業、医療業界など、町内事業者へ影響が広がることが懸念されます。現時点で町として状況を把握し、予防的・機動的な対応を準備するべきと考えますことから、次の４点をお伺いいたします。

１点目は、原油・ナフサ価格の高騰や石油由来資材の供給不安について、町内の各事業者への影響をどのように把握しているかお聞きします。また、今後の影響拡大をどのように見込んでいるのか、見解を伺います。

２点目は、町が発注する工事や修繕、委託業務などにおきまして、資材価格や燃料費の急激な変動が生じた場合、受注事業者に過度な負担を負わせないよう、契約変更や単価の見直し、スライド条項などを適切に運用する考えはどうかお聞きします。

３点目は、町内中小事業者におきまして、仕入価格上昇や納期遅延、価格転嫁の困難、資金繰り悪化などが生じるおそれがあります。商工会、金融機関、県などとの連携を図り、早期相談や制度申請、資金繰り支援につなげる体制を整える考えはどうかお聞きします。

４点目は、低所得世帯や高齢者世帯、子育て世帯などへの影響を把握し、必要に応じた支援や負担軽減策を検討していくべきと考えますがどうか伺います。

次に、大きく２点目、地域計画の見直しと持続可能な農地利用の現状整理についてであります。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）は、将来の農地利用の姿を明確化し、目標地図に基づいて農地の集積・集約化を進める重要な計画であると考えますことから、次の７点をお伺いいたします。

１点目は、本町における地域計画の策定状況や地区ごとの協議状況、目標地図の作成状況、今後の見直し方針はどうお考えかお聞きします。

２点目は、農地バンク、農地中間管理機構の町内での利用状況につきまして、件数や面積、地区別の状況、貸手・借手の傾向をどのように把握しているのかお伺いいたします。

３点目は、農地中間管理機構を活用した農地の貸借や集約化が進んでいる地区、進みにくい地区があるとすれば、その要因をどのように分析しているかお聞きします。

４点目は、農地パトロールや利用意向調査による農地の状況をどのように捉えているかお伺いいたします。

５点目は、遊休農地や耕作放棄地における地権者や町外在住所有者、相続人などとの意向確認や連絡がつきにくいなどの課題をどのように捉えていらっしゃるかお伺いいたします。

６点目は、遊休農地につきまして、担い手に引き継げる農地、再生可能な農地、粗放的利用や保全管理に適した農地など、実態に応じて分類・整理をしていく考えはどうかお聞きします。

７点目は、今後、各種交付金や補助制度におきまして、地域計画の具体性や実効性、目標地図への位置づけ、農地利用方針の整理状況などが、制度活用により深く関わってくることが想定されます。受け手や利用方針が未定の農地、地域計画に十分反映されていない農地がある場合、将来的に支援制度を活用しにくくなる懸念もございますが、この点をどのように

捉え対応していく考えかお聞きします。

以上で、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木春一君）　答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長　神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君）　水野正勝議員の御質問にお答えをいたします。

初めに１項目、原油・ナフサ価格高騰による地域経済と町民生活への影響についての（１）町内の各事業者への影響をどのように把握しているか。また、今後の影響拡大をどのように見込んでいるかについてお答えをいたします。

中東情勢の緊迫化に伴い、ナフサを含む原材料価格が高騰しており、その影響は、製造業のみならず農業、建設業、運輸業、商業など、様々な分野に広がっております。本町におきましても、農業用資材や肥料、包装資材、建設資材、塗料などの価格上昇により、生産者や事業者の経営負担が増加しているほか、これらのコスト上昇が商品やサービス価格へ転嫁されることで、住民生活にも影響が及んでいるものと捉えております。

本町では、商工会や関係機関と情報共有を図りながら、町内事業者や住民生活への影響の把握に努めているところであり、国や県の動向を注視しているところであります。

今後の影響につきましては、中東情勢や国際的なエネルギー市場の動向など、不確定要素が多く、現時点において町独自の対応を判断できる状況にはありませんが、今後の国際情勢や経済動向を注視することとともに国や県の動向、町内事業者や町民生活への影響の把握に努めながら、関係機関と連携して適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、（２）町が発注する工事等における資材価格等が急激に変動した際の契約変更等についてお答えをいたします。

まず、町が発注する全ての工事の請負契約においては、工期中に賃金水準や物価水準が急激に変動した場合に協議により請負代金を変更する、いわゆるスライド条項を設けております。スライド条項には、工期が１２か月を経過した後に、賃金水準または物価水準が変動した場合、その変動した額の９８．５％を増額する全体スライド、主要な工事材料の価格が著しく変動した場合、その変動した額の９９％を増額する単品スライド、工期内に急激なインフレーションが生じた場合、その変動した額の９９％を増額するインフレスライドの３種類があり、これらにより受注者に過度な負担を負わせることはないものと捉えております。

また、その他の契約につきましては、スライド条項は設けておりませんが、受注者から契

約変更の協議があった場合には、誠実かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、（３）早期相談や制度申請、資金繰り支援につながる体制を整える考えはどうかについてお答えをいたします。

先ほどの（１）でも答弁いたしましたとおり、中東情勢や国際的なエネルギー市場の動向など、不確定要素が多く、ナフサ価格や関連製品の供給状況がどのように推移するかは予断を許さない状況にあるものと捉えております。石油由来製品の供給不安や価格高騰に対しましては、岩手県において中東情勢に関する相談窓口が設置されているほか、商工会、商工会議所、信用保証協会、日本政策金融公庫などにおいて資金繰りや経営相談に対応する体制が整えられております。本町といたしましても、こうした関係機関と連携しながら、町内事業者が必要な支援制度を活用できるよう、情報提供や相談対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、（４）低所得者世帯等への影響の把握と負担軽減策の検討についてお答えをいたします。

物価高騰が世帯に及ぼす影響については、消費者物価指数により把握をしております。２０２０年基準盛岡市消費者物価指数を見ますと、上昇経過を続けており、令和８年４月は１１６．０と前の月に比べ０．３ポイント、前年の同じ時期に比べ３．１ポイント上昇しております。中でも日々の生活に直結する食料は、１３３．４と最も高く、全ての世帯に大きな影響を及ぼしているものと捉えております。

物価高騰への対応は、その影響が全国規模であり、マクロ経済の安定という観点が求められることから、国の対策が原則であると考えておりますので、本町ではこれまで国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高いプレミア率の商品券すみチケの発行や、生活困窮世帯への給付など、町民の暮らしを支える施策を展開してまいりました。

国では先週、国会で審議を経て補正予算が可決・成立し、その中には、重点支援地方交付金１，０００億円の追加が盛り込まれているとのことですので、詳細が判明次第、必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に２項目め、地域計画の見直しと持続可能な農地利用の現状整理についての（１）地域計画の策定状況、今後の見直し方針はどうかについてお答えをいたします。

地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農業を将来へ継続させていくために、農業者や関係機関の話合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図であり、誰がどのように農地を活用していくかをまとめた計画となっております。本町では１

１地区で地域計画が策定されており、全地区において目標地図は策定されております。地域計画は一度つくって終わりではなく、継続的に見直すものとなっていることから、今後の見直し方針につきましては、農用地の利用の意向を把握しながら、随時計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、（２）件数や面積、地区別の状況、貸手・借手の傾向をどのように把握しているかと（３）農地の賃借や集約化が進んでいる地区に進みにくい地区があるとすれば、その要因をどのように分析しているかは関連がございますので、一括でお答えをいたします。

農地中間管理機構の利用状況についてでありますが、令和７年度本町においては、上有住地区を中心に活用されており、機構を通じた農地の賃借は、５２筆、約８ヘクタールとなっております。貸手・借手の傾向につきましては、貸手は高齢化や後継者の不在により、営農継続が難しくなった方が多く、借手は認定新規就農者など規模拡大を目指す担い手が中心となっております。

また、集約化が進みやすい地区では、認定新規就農者等の担い手が存在し、規模拡大の意向を持っていることに加え、農地が比較的まとまっており、農道や用排水路などの営農条件が整っている傾向があります。

一方、進みにくい地区では、担い手不足や高齢化の進行に加え、農地が小規模かつ分散していること、傾斜地が多いことなどにより借手が見つかりにくい傾向にあると捉えております。

今後につきましても、地域計画の推進と合わせ、農業委員会や関係機関と連携しながら、農地中間管理機構の活用を含めた農地の有効活用と担い手への農地集約・集積に取り組んでまいりたいと考えております。

（４）につきましては、農業委員会より答弁をいたします。

次に、（５）地権者、相続人等との意向確認や連絡がつきにくいなどの課題をどう捉えているかについてお答えをいたします。

高齢化や人口減少が進む中、農地の所有者が町外に居住しているケースや相続登記が行われていないケースが見受けられ、農地の集積・集約化や地域計画の推進を難しくする要因となっており、重要な課題と捉えております。このような課題に対し、一般社団法人岩手県農業会議では、所有者不明農地対策事業を実施しており、本町におきましても、関係機関と連携しながら、権利関係の整理を促進し、農地の有効利用や適切な保全管理につなげてまいりたいと考えております。

次に、（６）農地を実態に応じて分類・整理をしていく考えはどうかについてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、担い手への集積が期待できる農地、再生により利用が見込まれる農地、保全管理を中心とした対応が適当な農地など、それぞれの状況を把握しながら対策を講じていくことは重要であると捉えております。

一方で、農地は面積や形状、進入路や水利条件、周辺農地との連続性、所有者や地域の意向など、多様な要素が複雑に関係しており、画一的に分類・整理することは難しいものと捉えております。

また、現在は利用が困難と見られる農地であっても、営農環境の変化により、将来的に活用される可能性もあることから、固定的な区分になじまない面もございます。このため、本町といたしましては、農業委員会による農地パトロールや利用意向調査、地域計画における話合いなどを通じて、農地の状況把握に努めていきたいと考えております。

次に、（７）支援制度を活用しにくくなる懸念に対してどのように捉え、対応していくかの考えについてお答えをいたします。

本町では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金など国の事業を活用して、農地の維持管理や地域活動の推進に取り組んでおりますが、現時点では地域計画における集積率や目標達成状況が交付要件や交付額に影響する制度になっていないものと認識をしております。

一方で、国は地域計画の実現や担い手への農地集積・集約化を重要な施策として位置づけており、今後の動向には注意が必要とも捉えております。

本町といたしましては、地域計画の見直しや話合いを継続しながら、将来的な農地利用の方向性を地域と共有するとともに、中山間地域の実態を踏まえた支援制度となるよう、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（佐々木春一君）　農業委員会会長、松田秀樹君。

○農業委員会会長（松田秀樹君）　私からは２項目め、（４）農地の状況をどのように捉えているかにつきましてお答えいたします。

農地パトロールは、農地法に基づき、農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の農地を巡回し、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用の早期発見を目的に実施しており、適正な管理が行われていない農地については、改善指導や利用意向調査を実施しております。

農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、全ての農地について将来にわたり営農を継続することが困難な地域も存在しております。利用見込みのない農地が発生することは、一定程度避けられないものと捉えております。

農業委員会といたしましては、引き続き町と連携しながら農地の実態把握に努め、地域の実情に応じた農地利用につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（佐々木春一君）　ここで、１１番、水野正勝君の再質問を保留し、午後１時まで休憩します。

休憩　午後　０時０５分

再開　午後　１時００分

○議長（佐々木春一君）　再開します。

休憩前に保留いたしました１１番、水野正勝君の再質問を許します。

水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、今回の中東情勢に伴います原油の高騰、そしてその原油の影響に関わりましてのナフサの不足ということで、昨今のマスコミ報道等で報じられている状況でございます。大変この物価高騰、様々につきましては、私個人といたしましても、大変深刻な状況にあるのかなと捉えているところであります。

（１）につきまして、ナフサの供給不安、町内の事業者への影響ということで伺ったところですが、改めて町といたしまして、役場内、行政運営上、こういった物価の高騰、原油の高騰、あるいはナフサの不足というものが影響を及ぼしている面があるのかどうか、この辺りの捉え方をまず伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　まず、原油価格の高騰に由来するものといたしましては、ガソリン等の燃料価格ですね、こちらは値上がりをしておりまして、その都度契約に基づいて供給を受けているわけですが、契約変更の協議があった場合には、その内容を審査いたしまして、適正に契約の変更に応じているといった状況でございます。

それからナフサ不足に伴う影響ということですけれども、役場の中で使ってるものとしては、主なものとしては恐らく印刷に係るインクですとか、そういった辺り挙げられると思いますが、こちらも価格の上昇に伴います変更契約、こちらございましたが、不足という面では今影響は出ていないという状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　それでは、（２）項、町が発注する工事ですとか、修繕等に係りましての業者とのやり取りということで、先ほど町のほうでは、特にナフサの影響等はないということでありますが、町としてもこういった世の中ですので、最大限、あらゆる対策、できる限りの方策をですね、考えながら模索しながら取り組むべきなのかなというところで考えます。

既に、電気ですとかエネルギー関係の節約ですとか、使い方等、また、その物品の仕入れるに当たっての工夫等、様々あろうかとは思うんですが、改めて現状、そして今後、町としてこの対策をしていく中でどのように考えていらっしゃるか、どのような対策を取っていかれるかお考えを伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　町のほうでは様々な工事ですとか、御質問にございました修繕ですとか委託業務、様々な発注のものがございます。その中で例えば資材価格の高騰ですとか、例えば必要な資材が入ってこないための工期の延長ですとか、そういったことが恐らく想定されるかなというふうに認識をしております。

ただ、幸いこれまでのところ、受注者の皆様の御努力のおかげで先ほど町長の答弁でございましたスライド条項の適用というものは、今までのところはなかったところではございますが、今後、情勢は予断を許さない状況だというふうに認識をしておりますので、先般、そのスライド条項の適用の仕方、これまで実績がなかったということもございますので、恐らく受注者側でもどのように請求したらいいか分からないといったことが懸念されましたので、住田町建設業協会様のほうにそういったスライド条項の適用の方法に関する資料を提供いたしまして、情報提供したところでございます。

今後も引き続き、受注者の皆様の過度な負担にならないよう町としても誠意を持って最大限対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。このスライド条項ということで、工事の請負等の変更に伴って発動されるといいますか、適用される法制度なのかなと認識しております。

そういった中で、この物価高騰に伴って昨今の不調の状態もなかなかうまくいかなかった事例というのもぽつぽつとあると伺っておりますが、まず、この物価高騰に伴っての工事の変更ですとか、入札の状況ですとか、その辺りの現状の整理を改めて伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　町が発注いたします工事の入札において、その入札が不調になったかどうかという点に関しましては、令和８年度に入りまして入札不調は２件ございました。ただ、それがその物価高騰等に起因するものなのかどうか、そこはちょっと分析いたしかねている部分がございます。

なお、不調となった２件につきましては、再度入札に付しまして現時点では契約発注に至っているという状況でございます。

それから、契約後の契約変更、請負金額あるいは工期の変更に関する変更契約の状況でございますが、そういった相談ですとか、変更契約、物価高騰に起因するものと限定すれば、そういったものは現時点ではまだないというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　町内においては、まだこのスライド条項を実際に発動されたことがない、適用したことがないというお話でありました。

条件といたしまして、長期的なその工事等に伴って適用される制度ということで、町内の場合、単年契約ですとか、短期間での取組が主なものですので、なかなかこれ適用する事例というのが具体的にどうかというのは不透明なところはあるんですが、ただ、やはり先ほどからの答弁のとおり様々なことも想定しながら、起こり得ることも見ながら、いつでもこういった条項、スライド条項を適用できるように御対応のほうお願いしていければなと思います。

また、事業者の側からとすればですね、やはりこういった物価高騰に伴って非常に不安な点、心配な点ということであろうかと思います。そういった事業者さんにもですね、親身に寄り添って対応できるような相談体制ですとか、対応をお願いしたいと思います。いかがで

しょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　その受注者の事業者の皆様の不安な面に対する対応という御質問でございますが、先ほどそのスライド条項の適用、町発注の工事においては実績はないというふうに申し上げましたが、国のほうの国発注工事で見ますと、ここ数年、やっぱり適用する件数が急激に増えてると。最新の情報ですと、令和６年度の実績だったと記憶しておりますが、それまで数百件程度だったのが１，０００件を超えるスライド条項の適用があったというふうな報道も目にしております。

先ほど議員から御質問ありましたとおり、町発注の工事については、国発注、県発注に比べますと、それほど請負金額も大きくなく、工期もそんなに長いものっていうのはないんだろうなというふうに捉えてはおりますけれども、とはいうものの、昨今のその価格の上昇ですとか、不足するタイミングといいますか、そういうものが急激だという点については肌感覚でありますが認識をしておりますので、町の発注工事においても、これは例外ではないんだろうなというふうに捉えております。ですので、人ごとと思わず、いつうちの町にも影響があるか分からない面ではありますので、しかるべき対応ができるよう、町としても体制整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。ぜひ適宜に御対応のほどお願いしたいと思います。

続きまして、（３）（４）ということで、町内事業者への支援体制ですとか、また（４）につきまして低所得世帯、高齢者世帯、子育て世帯等への支援検討ということで、再質問のほうさせていただければと思います。

当町におかれましては、すみチケ２０２６の活用が開始され、１０月１８日までの使用期間の中で、町民の家計支援と町内事業者支援の両面で一定の効果が期待されているところでございます。

一方で、原油や資材の価格高騰、国の燃油補助の今後や重点支援地方交付金の追加配分などの動向は、依然として不透明なところが多くあります。国におきましては、中東情勢等対応予備費の創設や、重点支援地方交付金の追加措置が示されておりますが、自治体ごとの配分額ですとか、活用可能な範囲には限りがあるものと考えます。

今後、国の支援策などの動向を踏まえ、次の支援策が必要となる場合に、速やかに検討できる準備を進める必要があるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　まず、重点支援地方交付金についてでございますが、先週の国の補正予算の成立を受けまして、徐々に国のほうから通知も届いておりまして、まず先般、交付限度額というのが通知されました。住田町は４８２万２，０００円が交付限度額というふうに示されております。

また、その交付金の対象となるその推奨事業メニューというものもアウトラインが示されまして、こちらにつきましては、現在一部繰越しで実施をしております平成７年度補正予算分の交付金と大枠については変わりがないものというふうになってございます。

ただ、今後、その詳細で何か追加の通知があるですとか、また物価高騰対策につきましては、国の対応あるいは県の対応というものもあると思います。そういったものも踏まえながら町としてどういった支援が必要かということをこれまでも検討してきたところでございますので、国の対策、あるいは県のほうも補正予算を組んでこの対応していくんだろうというふうに捉えておりますので、そういった動向も注視しながら、ただ、町の中、この住田町においてどういった対応が必要なのかというところは徐々に考えながら、そういった動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。情報によりますと、国のほうで補正予算、先ほど来の地方交付金でございますが、１，０００億、約１，０００億の補正措置、予算措置という情報であります。この令和８年度、この１，０００億を全国の基礎自治体に配分されるという捉え方でありますが、金額が金額ということで、本町につきましては、かなり限られた交付額になるのかなと予想されるところであります。そういった中でできる限り町の自主財源との兼ね合いも含めて、そして今、町民が求めていらっしゃる支援策等の動向など情報収集に努めていただきながら、何とかですね、できる限りの最善策を打っていただけるように引き続き努めていただければと思います。

それでは、大きな２番に移らせていただきたいと思います。

地域計画の見直しと持続可能な農地利用の現状整理についてということで、（１）番では、地域計画の策定状況等を伺ったところであります。今後、中山間地域におけます、持続可能

な農業の基盤となります地域計画におきましては、各種交付金や補助制度の活用にも関わる農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画との整合性を図りながら見直しも進めていく必要があるものと考えますが、当計画との兼ね合い等、町としてどのように捉えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長、堀尾昌史君。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　議員御指摘のとおり、地域計画と農業振興地域整備計画、どちらも重要な計画であると認識しております。地域計画は地域の話合いを通じて将来の農地利用や担い手への農地集積・集約化、その方向性を示すものであり、一方、農業振興地域整備計画は、優良農地の確保や農業振興を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画となっております。農業振興地域整備計画の農用地の計画区域から外れるようなことがあれば当然地域計画からも外れるというようなこととなりますので、整合性を図りながら地域計画の見直しも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。地域計画に伴いまして、持続可能な地域農業、農業の在り方ということで、国が方針を定めてここ数年来、取り組んできたものであります。そういった持続可能な農業を確立していく、あるいは促進していくということにつきましては、やはり各農家におかれましても、こういった国の交付金事業、各補助事業等、そういった交付金の有効活用、支援策というものが、一つやはり大事な柱にもなっている現状であります。

そういった中で、この農振計画におきまして、農用地、区域内であるのかどうか、いわゆる農振外であるのかどうか。こういった農地の区分け、状態によっては、交付金の受け方が変わるというのが実際のところであります。私的な話で大変恐縮ですが、私の地元両向におきましても、優良農地多いというふうに思われるとは思うんですが、そういった中でも、農振外のですね、いわゆる白地の農地もやはりありまして、また、そういった優良農地の中にぽつんと混ざっているっていう事例も実はあるんですよね。ただ、そういった中で、先ほどの話のとおり、少しでも持続可能な農業を進めていくためには、やっぱり目いっぱい交付金を受けて、しっかりその交付金を活用して、農業経営につなげていくっていうのはやっぱり基本中の基本だと思うんですね。そういった中で農地の在り方、農振内にしていくのか農振外にしていくのか、ここの整理もですね、大変行政業務としては大変な業務かとは思うんで

すけれども、改めて整理できるところをしながらですね、青地にできるところは青地にして、しっかり交付金対象にする、あるいは今後の、この後話にありますけども、遊休農地等の農業振興地域から外していくというような位置づけの整理、こういったいずれ整理・整頓は、いま一度必要なのかなと考えるところであります。

少し調べますと、この農振計画、５年に一度の総合点検といいますか、総合見直しですか、そういったものが法的に位置づけられているように伺ったところだったんですが、改めて町としてその辺りの取組状況、今後の予定など見通しがあれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　農業振興地域整備計画につきましては、５年に一度ですね、大々的に内容を見直すということで、定期見直しを行っております。昨年度がその定期見直しの年でありました。議員おっしゃるとおりですね、農地の中でもいわゆる農振農用地と言われる農業のいろんな補助事業、そういったものを受けやすい地域もあれば、その地域から除外されているがために様々な交付金事業が受けられないという地域も存在しております。

町といたしましては、地域の方々と話し合いながら農地の有効利用については適宜見直していきたいですし、その中で要望としてそういった補助金を受けられる地域に入られるか入れないか、それはちょっと農地の状況によって様々ですので、相談受けていく中で、適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　それでは、（２）農地バンク、農地中間管理機構の取組の状況、傾向のお話に移ります。

先ほど答弁いただきました。まず、いずれ農地バンクの取組、町も、ここ近年力を入れて新規就農者への農地集約等で努めていらっしゃるというふうに認識もしてございます。引き続き、まだまだ内容のほう、詳しくよく分からないという方ですとか、今後、そういった当事者になり得る地権者の方々、町民の方々も多数いらっしゃるものと考えております。

そういった中で情報発信ですとか、この農地中間管理機構の役割、農地バンクのメリットなど、ちょっと今日時間があれば本当は伺いたいところですが、ぜひあらゆる施策で情報発信等していただければと思います。

（３）のほうに移りたいと思うんですが、現状では、耕作者と地権者による制度上整理されていない農地の貸借関係も多く残っているものと捉えます。今後におきましては、双方に

おける高齢化や相続、町外在住所有者の増加が進む中で、誰がどの農地を利用しているのか、将来、誰に引き継ぐのかが分かりにくくなっていくものと捉えております。

こうした利用関係の実態を把握し、必要に応じて、農地中間管理機構を活用した制度的な貸借や集約化をさらに促進していくべきと考えるところですが、町の方針を改めて伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　農地中間管理機構につきましては、農地の出し手から出てきた農地をですね、受け手にまとめて貸し付けると、そういったような事業もやってるわけですけれども、そのためには、農地の利用関係の実態把握、これを捉えることは非常に議員おっしゃるとおり、重要なことだなというふうに感じております。

一方で、行政だけでは完結するものではなく、地域の皆様と共有しながら進めることが重要であると考えております。今後の地域計画の見直しの中で、農地利用の実態や課題について地域の皆様と共有し、将来の農地利用の方向性を整理につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。それでは、（４）の農業委員会から御答弁いただきました、農地パトロールですとか、取組等の状況について再質問いたします。

遊休農地や耕作放棄地につきましては、単に面積の増減だけではなく、地区ごとの状況や担い手の有無、地権者の意向、将来的な利用見通しなどを含めて捉える必要があるものと考えます。農業委員会としまして農業委員会として、農地パトロールや利用意向調査を通じて、現場を見てきた中で、特にどのような課題を強く感じてこられたのか伺えればと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（松田秀樹君）　それでは、お答えします。

農地パトロールを通じて強く感じたことは、過去に人口が多く、食べるために開墾した農地も使われなくなると、あっという間に林になり、森になります。答弁でも回答したとおり、利用見込みのない農地が発生することは、一定程度避けられないかもしれませんが、定期的にパトロールを行い、遊休農地の発生を未然に防止することが大事だと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。偶然的といいますか、農業委員会も任期を間もなく終えられるということで、交代の季節、時期ということで伺っております。農業委員会としまして、次の任期に当たり、どのような観点や抱負を持って任務に臨まれるべきものかどうか、農業委員会会長の所信を最後に伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農業委員会会長。

○農業委員会会長（松田秀樹君）　農業委員会として次の任期に当たり、どのような観点や抱負を持って任務に臨まれるべきについての所信は、今までどおり委員同士が情報を共有して活動してほしいというふうに思っております。また、議員の皆様には、農業委員会の最適な活動のために、情報提供などの御指導、御支援をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　それでは、時間も迫ってまいりました。（６）に移らせていただきます。

遊休農地におけます保全管理に適した農地などの実態に応じた分類・整理ということで、再質問いたします。

遊休農地につきましては、従来どおりの耕作に戻すことが難しい場合も多くあるものと捉えます。地域の話合いの中で、草地化ですとか、粗放的利用、保全管理を中心に位置づけることが現実的であると。整理された農地につきましては、放置による荒廃を防ぎ、地権者や地域の負担を軽減する意味でも、有意義な選択肢になり得るものと考えます。特に、人力での草刈りに頼らざるを得ない畦畔ですとか、急傾斜、のり面の管理負担が大きくなっている中で、可能な範囲で一体的・一面的に草地化をし、大型機械等による効率的な除草管理につなげていくことは、持続的な遊休農地対策の一つであるものと考えます。そのような方向性が地域で見いだされた場合には、行政としても積極的に支援していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　先ほど農業委員会会長からも御答弁がありましたとおり、担い手不足、高齢化というところでやむなく粗放的な管理をしていくような農地も今後増えていくところと捉えております。

そういったところに対して、どういった対策をしていくかというところでありますけれど

も、町といたしましては、粗放的な管理といたしまして、ソバの管理をちょっと推奨しているところもあります。草刈り機械とか、そういったものを単独で補助するような事業は今町にはないんですけども、ソバを栽培するというのであれば、そういったところでの面積拡大とか、そういったところに機械導入を入れるというような補助制度は今現在もございますので、そういったところは地域の意向を確認しながらですね、適宜その集落座談会等で、ほかではこうやってるよみたいな事例を紹介しながら、対応のほう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。いわゆる粗放的な利用管理、保全管理という一例の話だったかと思います。

改めて私としましては、やはり少しでも遊休農地、耕作放棄地におきまして、草管理をしやすい農地管理をですね、適宜にやはり町内でも進めていくのが現実的であり、多くの地権者、農地の方々も望んでいるのかなと感じるところなんですが、この草地化、牧草地化にするですとか、草刈りしやすいような畦畔を取り払ったような草地化の考え方について、あるいはそういった他自治体等の取組、あるいは国の考え方など、見解、所見があれば伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　今、議員から御提案のありました管理しやすいような土地に形状を変えて草地化とかという部分につきましては、こちらにつきましては、具体的な事例等はちょっと把握はしておりませんけれども、いずれ今後その労働力が不足していく中、機械化といってもかなり高額な機械になると思いますので、なかなかそういったものを準備するものも難しいと考えておりますので、議員御提案のあった部分につきましては、町といたしましても今後調査研究しながら必要な対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　では、最後になります（７）番になります。

今回、こちらの地域計画に関わる質問に至りましては、国のほうの農業政策、様々目まぐるしくですね、あらゆる議論されてますし、方針転換等も行われているような印象を受けております。そういった中で、先ほど来答弁にもあったように、今後、この地域計画の位置づ

け、地域計画の精度、取組状況というのが、持続可能な地域農業の基礎、基準となっていくのかなというふうにも私も捉えているところであります。

そういった中で、各交付金事業、補助事業の影響を懸念した次第であったわけでありますが、改めて今後そういった交付金ですとか、国の事業に影響が及んでいくっていうところがあるのかどうか、再度町の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　議員御指摘の地域計画がですね、今後様々な事業のほうに波及していって、うちのような中山間地域で不利益を被ることはないのかというような不安に対しての御質問だと思いますけれども、現在のところ、本町に対して影響があるような通知等は確認しておりませんけれども、そういったもし状況があるのであれば、国や県に対して中山間地域の実情とか訴えながら要望していきたいと考えておりますし、町といたしましては、様々中山間地域でもいろんな事業を活用して、元気にこの農地を維持管理している地域等もございますので、そういった事例等を集落の方々にお示ししながら、できる範囲でなるべくその持続可能な農業というところの実現、それに一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　ありがとうございます。どうしても国の農政のほうを捉えますと、やはり大規模な開けた平野ですとか、内陸的な地域での農業のほうを優先されるといいますか、重点的にした政策が考えられているのかなという印象は正直、個人的に思うところがあります。

そういった中で、当町のような中山間地域の中でいかに農業を守っていくか、やっていくか、様々問題・課題はあれど現状を少しでも守りながら続けていくかっていうところが一つポイントだと思っての観点であります。

ぜひ、国の情報、様々な農政の情報に私自身もアンテナを張ってきたいと思いますし、ぜひ町としましても、アンテナを張りながら、そしてまた何か大きな動きがあれば、速やかに最大限の対応を取れるような体制で臨んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木春一君）　これで、１１番、水野正勝君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君）　異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君）　したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　１時３５分
